

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達していますので、これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第16号 令和2年度美浜町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） おはようございます。

議案第16号 令和2年度美浜町国民健康保険特別会計予算について細部説明を申し上げます。

美浜町国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億63,808千円で、前年度と比較して20,991千円の減額、2.13%の減でございます。人口減少と国保から後期高齢者医療への移行による被保険者数の減少に伴い、和歌山県に支払う国民健康保険事業費納付金が減少したことが主な要因でございます。また、保険税率の上昇を抑制するため基金から20,000千円の繰入れを行います。今年度は、保険税の軽減拡大と賦課限度額の改正が予定されています。

ではまず、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、国民健康保険税については、被保険者1,819名を見込み、一般被保険者は1億63,052千円、退職被保険者等は143千円で、合計1億63,195千円を計上しています。前年度と比較して3,605千円の増額となっております。

8ページ、使用料及び手数料の督促手数料は50千円でございます。

国庫支出金、国庫補助金、国民健康保険関係事業費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金1,122千円は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認等の導入に向けたシステム改修の補助金でございます。

下段の県支出金、県補助金については、保険給付費等交付金として、普通交付金6億75,922千円、10ページ、特別交付金13,830千円、合わせて6億89,752千円が交付されます。また、財政対策補助金は2,028千円でございます。

財産収入、財産運用収入は、基金の預金利子として184千円を計上してございます。

一般会計からの繰入金は84,703千円で、前年度と比較して3,176千円の減額でございます。

内訳は、保険基盤安定繰入金、保険税軽減分31,948千円、同繰入金の保険者支援分17,231千円、職員給与費等繰入金12,956千円、出産育児一時金等繰入金2,800千円、財政安定化支援事業繰入金16,496千円、地単事業分3,272千円でございます。

12ページ、繰入金、基金繰入金20,000千円は、保険税率の上昇を抑制するため

基金から繰入れを行っています。

繰越金は1,000千円でございます。

諸収入、延滞金、加算及び過料は401千円で、一般被保険者延滞金400千円、退職被保険者等延滞金1千円でございます。

14ページ、預金利子は1千円の科目設定でございます。

雑入、一般被保険者第三者納付金350千円、退職被保険者等第三者納付金1千円、一般被保険者等返納金10千円、退職被保険者等返納金1千円、高額療養費貸付金償還金1,000千円、雑入は指定公費受入金10千円を計上しています。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

16ページ、総務費、総務管理費、一般管理費は12,043千円で1名分の人件費と事務経費となっています。

一般管理費の内訳としては職員給料3,664千円、職員手当等2,433千円、共済費1,142千円、需用費130千円、役務費2,718千円、委託料1,402千円、負担金補助及び交付金554千円を計上しています。

国民健康保険団体連合会負担金は885千円でございます。

徴収費の賦課徴収費は956千円で、コンビニ収納の手数料やクラウドシステムによる帳票類の共同印刷などの費用でございます。

18ページの運営協議会費は198千円で前年度と同額でございます。委員9名分の報酬と需用費を計上しています。

次に、第2款保険給付費の合計額は6億80,665千円で、前年度と比較して3,007千円の減額でございます。今年度から退職被保険者がなくなったことが主な要因でございます。

内訳は、療養諸費5億90,395千円、10ページ、高額療養費85,516千円、移送費11千円、22ページ、出産育児諸費4,203千円、葬祭諸費540千円となっております。

第3款国民健康保険事業費納付金の合計額は2億53,391千円でございます。

内訳は、医療給付費分1億84,280千円、24ページ、後期高齢者支援金等分50,472千円、介護納付金分18,639千円でございます。和歌山県に納める納付金でございます。

第4款の共同事業拠出金は1千円を計上しています。

保健事業費は4,117千円、26ページ、高額療養費貸付金は1,000千円でございます。

保健事業費の特定健康診査等事業費は9,496千円で、今年度におきましても、雇い上げた保健師による特定健診未受診者への電話連絡により受診率の向上に努めるとともに、未受診者に合った受診勧奨の案内を送付する特定健診等受診率向上事業にも取り組みます。

下段の基金積立金は、利子積立金として184千円を計上しています。

28ページの諸支出金は、保険税その他の還付などに要する経費で、款の合計は872千円でございます。

なお、添付資料として、給与費明細書を添付してございます。

以上で、細部説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 3ページなんですけれども、国民健康保険税が増額になっているんですけれども、その理由について、もう少しお聞かせ願いたいと思います。

それと、先ほど説明があったかと思うんですけれども、1人当たりの平均の徴収額143千円とお聞きしたように思うんですけれども、幾ら当たりと、それから、もう一度人数、昨年との違いを教えてくださいと思います。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 森本議員のご質問にお答えいたします。

今、税の増額という話なんですけれども、これ、実は今年の税率なんですけれども、令和元年度と比較しまして、令和2年度は当町の国民健康保険事業費納付金は約18,000千円減額となります。しかしながら、被保険者の減少や医療費の増加に伴い、被保険者1人当たりの国民健康保険事業費納付金額については、令和元年度と比較して、約3,800円増額します。しかしながら、保険税を据え置くために、国民健康保険基金から20,000千円の繰入れを考えてございます。これにつきましては、令和2年1月16日に町のほうから美浜町国民健康保険運営協議会のほうに諮問しております。その結果をもちまして、この運営協議会のほうで2回協議した結果、今回、今年の税率については据え置くというふうな答申が出ております。

そこで、この税金が何で今年増加しているのかということなんですけれども、これ、あくまで予算書上の額でございまして、国保の会計は歳入歳出びったり合わせております。まず、歳出幾ら要するかというのを全てはじき出して、その後で、どれだけの歳入、交付金なり何なりが入ってくるかというのを勘定して、その差額について国保ということで仮にここで予算を組んでいるわけなんです。だから、この予算書上の国民健康保険税がこれだけびったり入るといふうなんじゃなしに、税率で掛けておりますので、人数の増減とか所得の増減、固定資産税によって税率変わりますので、今現在は確かにこの税が表面上は3,600千円増えてますけれども、これが必ずこれだけ増えるということではございません。昨年と税率据え置いた場合にどうしても被保険者減るんで、実質は歳入減ってくるように思われます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） もう一度確認なんですけれども、今年度の保険税は据え置くということで、もう一度確認させていただけますか。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 今年度、令和2年度の保険税は税率は据え置きます。
以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。
これから採決します。この採決は、挙手によって行います。
本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第16号 令和2年度美浜町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第17号 令和2年度美浜町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） おはようございます。

議案第17号 令和2年度美浜町農業集落排水事業特別会計予算について細部説明を申し上げます。

美浜町農業集落排水事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,826千円でございます。対前年度比では101千円の増額、0.14%の増加となっております。

3ページ、第2表債務負担行為につきましては、公営企業会計適用支援業務に係る委託料について、来年度必要となる金額を限度額としてお願いするものでございます。

4ページ、第3表地方債につきましては、公営企業会計適用支援業務委託に充当するもので、借入限度額などを定めるものでございます。

では、8ページの歳入よりご説明申し上げます。

農業費分担金は324千円で、新規加入分担金2件分を計上してございます。

処理施設使用料は42,119千円で、対前年度比1,257千円の増額、3.08%の増加でございます。

農業集落排水設備手数料は、宅内排水設備工事検査手数料10千円を見込んでございます。

繰入金は27,339千円で、対前年度比3,155千円の減額、10.35%の減少でございます。

下段からの預金利子は、科目設定として1千円を計上してございます。

10ページの町債は、公営企業会計適用債2,000千円で、公営企業会計の適用に向けた支援業務に充当するものでございます。

財産収入は、基金利子として33千円を見込んでございます。

次に、12ページからの歳出についてご説明申し上げます。

施設管理費でございます。人件費として、職員2名分の給料7,619千円、職員手当等4,799千円、共済費2,190千円を計上してございます。

需用費は、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費を含めまして17,019千円を計上してございます。

役務費は、通信運搬費、口座振替手数料、汚泥処理料等を含めまして5,239千円を計上してございます。

委託料は、管理委託料6,000千円、水質検査料263千円、管路清掃委託料3,608千円、公営企業会計適用支援業務委託料2,090千円の合計11,961千円を計上してございます。

使用料及び賃借料は、上下水道システムの機器使用料、入山・上田井地区の中継ポンプ制御盤借地料、水道メーターの検針データ使用料を合わせて1,203千円を計上してございます。

備品購入費は60千円を計上してございます。

負担金補助及び交付金は、退職手当負担金、処理施設設置補助等を含めて1,523千円を計上してございます。

公課費は1,809千円で、公用車の車検による自動車重量税9千円と、消費税及び地方消費税納付金1,800千円でございます。

以上、施設管理費の合計は53,422千円で、対前年度比2,527千円の増額、4.97%の増加となっております。

14ページの公債費は、元金15,328千円と利子3,043千円の合計18,371千円を計上してございます。

基金積立金は33千円を積み立てることとしています。

最後に、添付書類として給与費明細書、債務負担に関する調書、地方債に関する調書等を添付してございます。

以上で、細部説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第17号 令和2年度美浜町農業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第18号 令和2年度美浜町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第18号 令和2年度美浜町公共下水道事業特別会計予算について細部説明を申し上げます。

美浜町公共下水道事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億32,235千円でございます。対前年度比では1,493千円の増額、1.14%の増加となっております。

3ページ、第2表債務負担行為につきましては、公営企業会計適用支援業務に係る委託料について、来年度必要となる金額を限度額としてお願いするものでございます。

4ページ、第3表地方債につきましては、公営企業会計適用支援業務委託に充当するもので、借入限度額などを定めるものでございます。

では、8ページからの歳入からご説明申し上げます。

下水道事業費分担金は162千円で、新規加入分担金1件分を計上してございます。

下水道施設使用料は43,080千円で、対前年度比135千円の増額、0.31%の増加でございます。

下水道費手数料は29千円で、指定業者認定申請手数料等を計上してございます。

繰入金は86,956千円で、対前年度比639千円の減額、0.73%の減少でございます。

預金利子は、科目設定として1千円を計上してございます。

10ページの町債は、公営企業会計適用債2,000千円で、公営企業会計の適用に向けた支援業務に充当するものでございます。

財産収入は、公共下水道事業基金の運用収入といたしまして、利子及び配当金で7千円を計上してございます。

次に、12ページからの歳出についてご説明申し上げます。

一般管理費でございます。人件費として、職員1名分の給料4,657千円、職員手当等2,802千円、共済費1,424千円を計上してございます。

需用費は、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費を含めまして15,632千円を計上してございます。

役務費は、通信運搬費、口座振替手数料、汚泥処理料等を含めまして3,386千円を計上してございます。

委託料は、管理委託料で7,450千円、水質検査料で612千円、警備委託料で113千円、管渠清掃委託料で4,400千円、公営企業会計適用支援業務委託料2,090千円の合計14,665千円を計上してございます。

使用料及び賃借料は、上下水道システムの機器使用料、中継ポンプの制御盤借地料、下水道積算システム借上料、水道メーターの検針データ使用料を合わせて1,361千円を計上してございます。

工事請負費は、管渠等の修繕が必要になった場合に備え1,650千円を計上してございます。

備品購入費は100千円を計上してございます。

負担金補助及び交付金は、退職手当負担金、処理施設設置補助等を含めて1,156千円を計上してございます。

公課費は、消費税及び地方消費税納付金6,000千円でございます。

一般管理費の合計は52,833千円で、対前年度比757千円の減額、1.41%の減少となっております。

14ページの公債費は、元金58,592千円と利子20,803千円の合計79,395千円を計上してございます。

基金積立金は7千円を積み立てることとしています。

最後に、添付資料として給与費明細書、債務負担に関する調書、地方債に関する調書等を添付してございます。

以上で、細部説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第18号 令和2年度美浜町公共下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第19号 令和2年度美浜町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） 議案第19号 令和2年度美浜町介護保険特別会計予算について細部説明を申し上げます。

美浜町介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億20,943千円で、前年度と比較いたしまして2,142千円、0.26%の増でございます。効果的な介護予

防事業の取組により、保険給付費の上昇が抑制されていることが要因と考えてございます。また、昨年に引き続き低所得者保険料軽減を実施し、第1、第2、第3の所得段階に対して適用されています。

ではまず、歳入からご説明申し上げます。

6ページの第1号被保険者保険料につきましては1億55,953千円を計上してございます、基準月額額は5,880円です。このうち、特別徴収保険料は1億47,246千円、普通徴収保険料は8,607千円、滞納繰越分保険料として100千円を計上しています。督促手数料は10千円です。

国庫負担金は1億36,601千円で、前年度より384千円の増額となっております。

国庫補助金は、調整交付金と地域支援事業交付金としては、介護予防・日常生活支援総合事業と総合事業以外に係る2交付金がありまして、この合計額は63,975千円であります。前年度より2,307千円の増額でございます。

8ページ、支払基金交付金については、第2号被保険者の保険料分として、地域支援事業分と合わせて、支払基金から2億11,905千円の交付を見込んでいます。前年度より203千円の増額となります。

県負担金は1億10,469千円、前年度より325千円の増額でございます。

県補助金は3,763千円、前年度から221千円の減額でございます。

10ページの財産運用収入は、介護給付費準備基金の利子40千円です。

一般会計繰入金は、総額1億38,220千円で、前年度より1,507千円の増額となっております。介護給付費に係る法定率での繰入れと事務費繰入金、また、第1段階から第3段階の方に対する保険料軽減措置に対する補填分として、低所得者保険料軽減繰入金を計上してございます。

12ページの繰越金と諸収入につきましては、それぞれ科目設定です。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

14ページ、総務費、総務管理費は32,248千円、前年度より1,620千円の増額です。報酬246千円は介護保険認定調査業務を行うパートタイムの会計年度任用職員分で、給料8,086千円は職員2名とフルタイムの会計年度任用職員分、職員手当等は4,064千円、共済費は2,119千円、旅費は89千円、需用費は1,137千円、役務費は郵便料、主治医意見書作成料などの必要経費2,986千円、委託料は介護保険事業計画策定委託を含む3,573千円、使用料及び賃借料は介護事業所台帳管理システムの年間プロダクト利用料の330千円、負担金補助及び交付金は御坊広域行政事務組合への介護認定審査会費分担金など9,488千円、公課費は7千円でございます。

次に、保険給付に係る費用についてです。

16ページからの、第2款保険給付費の総額は7億60,250千円で、対前年比2,180千円、0.29%の増でございます。

居宅介護サービス給付費3億9,852千円から始まり、20ページの介護予防サービス計画給付費2,649千円までが保険給付費の予算です。

16ページの第1項介護サービス等諸費6億96,308千円は、要介護の認定を受けた方へのサービス費用で、デイサービスやヘルパーの利用、施設への入所費用等です。

18ページの第3項その他諸費は、国保連合会への審査支払い手数料626千円です。

第4項高額介護サービス費17,016千円は、自己負担分が一定額を超えた場合の還付分です。

第5項高額医療合算介護サービス等費3,120千円は、介護保険の自己負担と後期高齢者医療等、医療での自己負担額の合算額が一定額を超えた場合の還付分でございます。

第6項特定入所者介護サービス等費26,798千円は、一定の資格により施設の利用等の際の食費、居住費の自己負担が軽減されるものでございます。

20ページの第7項介護予防サービス等諸費16,382千円は、要支援の認定を受けた方のサービス利用等に係る費用でございます。

20ページ下段から26ページまでの第4款地域支援事業費は、介護給付とは別に、美浜町地域包括支援センターが実施する介護予防事業などに係る予算でございます。

第2項包括的支援事業・任意事業費3,584千円は、介護予防ケアマネジメント、総合相談事業、権利擁護事業や家族介護支援事業などに係る費用でございます。

24ページの第3項介護予防・生活支援サービス事業費22,520千円は、保健医療専門職が利用者の機能低下の状況に応じて短期間集中的に訪問型サービスや通所型サービスを行います。

26ページの第4項一般介護予防事業費2,032千円は、介護予防普及啓発や地域介護予防活動支援などに係る費用でございます。

第5項その他諸費66千円は、国保連合会への介護予防・生活支援サービス事業費の審査に対する手数料でございます。

基金積立金は、利子の積立てで40千円、諸支出金は保険料の還付金200千円、償還金、還付加算金、延滞金は、それぞれ科目設定でございます。

なお、資料として給与費明細書を添付してございます。

以上で、細部説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第19号 令和2年度美浜町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第20号 令和2年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 議案第20号 令和2年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算について細部説明を申し上げます。

美浜町後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億32,763千円、前年度と比較して16,698千円の増額、率にして7.73%の増となっております。

広域連合へ納める納付金が増加したことが、主な要因でございます。

では、まず歳入からご説明申し上げます。

6ページの後期高齢者医療保険料につきましてご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は平成20年度に創設され、保険料率については2年ごとに改定されております。今年度は改定の年となっております。

均等割額について、現行の45,812円が50,304円に4,492円の増額、所得割率は現行8.80%が9.51%となり、0.71%の増となります。また、軽減特例の見直し、賦課限度額の見直し、保険料の軽減の拡充等も予定されています。

保険料は、今年度は被保険者数を1,424名と見込み、特別徴収保険料50,937千円、普通徴収保険料32,938千円、滞納繰越分として75千円の合計83,950千円を計上しています。前年度と比較して8,139千円の増額となっております。

分担金及び負担金799千円は、美浜町が実施する人間ドック健診に対して広域連合から交付されるものでございます。

督促手数料につきましては3千円を計上しています。

一般会計からの繰入金につきましては1億47,825千円で、内訳は、事務費繰入金11,929千円、このうち広域連合に納める事務費として5,224千円、町の事務費分として6,705千円を計上しています。

保険基盤安定繰入金は、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填するもので、31,345千円でございます。

療養給付費繰入金は、医療費の12分の1に相当する1億4,551千円を計上してございます。

繰越金以下、10ページの諸収入の雑入までは、それぞれ科目設定でございます。

償還金及び還付加算金は、昨年度と同額の180千円を計上してございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

12ページの総務費の一般管理費2億32,583千円についてですが、職員の人件費

は1名分で、給料2,345千円、職員手当等1,123千円、共済費622千円、需用費は、消耗品費と印刷製本費の81千円でございます。

役務費は838千円、委託料は電算処理委託料と人間ドック健診委託料、クラウド導入による共同印刷委託業務の合計2,152千円でございます。

負担金補助及び交付金2億25,422千円につきましては、退職手当負担金と和歌山県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

諸支出金の保険料還付金は150千円、還付加算金は30千円を計上してございます。

なお、添付資料として給与費明細書を添付しています。

以上で、細部説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 先ほどの説明の中での、保険料のところ、ちょっと聞き漏らしたこともあるようなので、もう一度お願いしたいと思うんですけども、2年ごとの改定で4,500円が5,300円、その次の率についてというところをもう一度お願いしたいなと思います。

それから、個人の保険料が全体として、一人頭、1人当たりどういうふうになるのかということをお願いします。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） お答えします。

所得割の率についてですが、現行の8.80%から9.51%になります。1人当たりの賦課額ですけれども、国保連合会の12月の推計によりますと、1人当たりの決定賦課額のほうが60,057円という形になりまして、平成30年度、令和元年度の52,925円、令和2年、3年度の60,057円と比較しますと、1人当たり7,132円の増額という形になります。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第20号 令和2年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第21号 令和2年度美浜町水道事業会計予算についてを議題とします。本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第21号 令和2年度美浜町水道事業会計予算について細部説明を申し上げます。

初めに、1ページの業務の予定量でございますが、給水戸数3,750戸、年間総給水量81万6,000m³を見込み、1日平均給水量は2,230m³を予定してございます。年間総給水量については、令和元年度の実績及び予測に基づき計上してございます。給水量については減少傾向でございます。

次に、収益的収支については、事業収益1億31,501千円の予定で、対前年度比5.41%の減少でございます。

事業費用については1億20,980千円の予定で、対前年度比9.39%の減少でございます。

当年度の予定利益は、税抜きで6,680千円を見込んでございます。

次に、資本的収支については、資本的収入51,655千円、資本的支出84,188千円の予定でございます。

なお、資本的収支の不足額32,533千円については、過年度損益勘定留保資金11,483千円、当年度損益勘定留保資金15,990千円と当年度分消費税資本的収支調整額5,060千円をもって補填するものでございます。

第5条は、今年度実施事業のうち起債を充当するものについて、借入限度額などを定めてございます。

第6条は、一時借入金の限度額を30,000千円と定めてございます。

第7条は、予定支出の各項の金額の流用について、収益的支出のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用との間の流用ができることとしてございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費22,689千円と定めてございます。

第9条は、棚卸資産の購入限度額として、量水器及び量水器ボックス、修繕材料費等で2,257千円と定めてございます。

以上の予算の見積り基礎として、11ページ、12ページの収益的収入についてご説明いたします。

営業収益は1億17,760千円で、内訳は、水道使用料1億13,861千円、メーター使用料3,651千円、その他の営業収益248千円でございます。

営業外収益は13,741千円で、内訳は、受取利息259千円、長期前受金戻入11,833千円、雑収益1,649千円でございます。

次に、13ページから18ページの収益的支出についてご説明いたします。

営業費用は1億12,118千円で、内訳としまして、原水及び浄水費は17,156千円で、対前年度比2,554千円の減額、12.96%の減少、主な支出は動力費10,448千円、薬品費3,729千円で、減額の要因は負担金の減少によるものでございます。

配水及び給水費は6,215千円で、対前年度比935千円の減額、13.08%の減少、支出は修繕費4,895千円、材料費1,320千円で、減額の要因は量水器取替え個数の減少によるものでございます。総係費は33,974千円で、対前年度比204千円の増額、0.60%の増加、主な支出は給料12,352千円、手当5,293千円、法定福利費5,044千円、委託料6,834千円でございます。

減価償却費は、有形固定資産51,077千円と無形固定資産2,792千円の合計53,869千円を計上してございます。

資産減耗費は、固定資産除却費904千円を計上してございます。

営業外費用は8,311千円で、内訳は、支払利息及び企業債取扱諸費4,968千円、消費税及び地方消費税3,323千円、雑支出20千円でございます。

特別損失は51千円、予備費は500千円でございます。

次に、19ページ、20ページの資本的収入についてご説明いたします。

資本的収入は51,655千円で、内訳については、分担金275千円、企業債45,000千円、補償金6,380千円でございます。企業債は、建設改良費に充てるための借入れ、補償金は、配水管移設補償費となっております。

次に、21ページ、22ページの資本的支出についてご説明いたします。

資本的支出は84,188千円で、内訳につきましては、建設改良費55,935千円、企業債償還金28,253千円でございます。建設改良費では、基幹管路の更新及び改修と西川河川改修に伴う配水管移設に係る設計委託費を計上しています。

次に、23ページ、24ページは予定貸借対照表、25ページ、26ページは令和元年度の予定貸借対照表、27ページ、28ページは令和元年度の予定損益計算書でございます。

29ページ、30ページは注記で、重要な会計方針等でございます。

31ページは予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は2億23,073千円を見込んでございます。

以後は、給与費明細書及び債務負担行為に関する調書でございます。

以上で、細部説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第21号 令和2年度美浜町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。再開は10時5分です。

午前九時五〇分休憩

—————・—————
午前十時〇五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

日程第7 議案第22号 美浜町農業研修センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 議案第22号 美浜町農業研修センターの指定管理者の指定について細部説明を申し上げます。

美浜町農業研修センターの指定管理者である、紀州農業協同組合の指定が令和2年3月31日で終了いたします。

引き続き、同組合を令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、細部説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 研修センターの利用内容とか利用状況、教えていただけたらと思います。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） お答えいたします。

令和元年度2月現在の数字でございますけれども、25回ここで農業者の方々の会議等が開催されているところでございます。

例えば、キュウリ部会におきましてはこれまでの間7回、農業経営者協議会の皆様については9回、その他を合わせまして25回、利用されているという施設でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第22号 美浜町農業研修センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第8 議案第23号 美浜町カナダミュージアムの指定管理者の指定について、日程第9 議案第24号 美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者の指定について、日程第10 議案第25号 美浜町アメリカ村レストランの指定管理者の指定については、同種の事件として一括議題に供したいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、日程第8 議案第23号、日程第9 議案第24号、日程第10 議案第25号を一括議題とします。

3件について細部説明を求めます。防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 議案第23号 美浜町カナダミュージアムの指定管理者の指定について、議案第24号 美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者の指定について、議案第25号 美浜町アメリカ村レストランの指定管理者の指定について一括して細部説明を申し上げます。

議案第23号 美浜町カナダミュージアムの指定管理者の指定については、美浜町カナダミュージアムの指定管理者である特定非営利活動法人日ノ岬・アメリカ村の指定が令和2年3月31日で終了いたします。

引き続き同団体を、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第24号 美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者の指定については、美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者である特定非営利活動法人日ノ岬・アメリカ村の指定が令和2年3月31日で終了いたします。

引き続き同団体を、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第25号 美浜町アメリカ村レストランの指定管理者の指定については、美浜町アメリカ村レストランの指定管理者である特定非営利活動法人日ノ岬・アメリカ村の指定が令和2年3月31日で終了いたします。

引き続き同団体を、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、細部説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 3件一括して質疑を行います。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 今年はお金と申しますか、補助が切れてその指定管理見直す、やるやらの話になられた分、これが、指定管理またこれからするよということの把握の仕方でいいですか。去年も指定管理をしておられて、今年も指定管理ということですので、ちょっとその内容をやっている以上はずっと何年もするんでしょうけれども、毎年やっっていけるんですかということです、指定管理を。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えいたします。

今のところは、毎年指定管理の議案を提出したいというふうに考えております。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） その時期については、どれぐらいを見越して毎年考えておられますか。チェック等見込みということで、毎年いろいろ考えることが出てくると思います。来年はどうするんやとか再来年はどうするんやということも出てくると思います。ある程度計画を立てて行動してチェックして見込みを出されるのは、これに関してはどんなものですか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 時期といたしましては、当然、議案提出の時期ということになります。ただ、それまでには日々の進捗、月例であったりというようなチェックもかけていきますので、そこらも含めて指定管理をお願いするというようなことになると思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから議案第23号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） 続いて、議案第24号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） 続いて、議案第25号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから議案第23号について採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第23号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第23号 美浜町カナダミュージアムの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第24号について採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第24号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第24号 美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第25号について採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第25号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第25号 美浜町アメリカ村レストランの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第11 議案第26号 美浜町産品コーナーの指定管理者の指定について、日程第12 議案第27号 美浜町多目的室の指定管理者の指定については、同種の事件として一括議題に供したいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、日程第11 議案第26号、日程第12 議案第27号を一括議題とします。

2件について細部説明を求めます。防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 議案第26号 美浜町産品コーナーの指定管理者の指定について、議案第27号 美浜町多目的室の指定管理者の指定について一括して細部説明を申し上げます。

議案第26号 美浜町産品コーナーの指定管理者の指定については、美浜町産品コーナーの指定管理者である一般社団法人煙樹の杜の指定が令和2年3月31日で終了いたします。

引き続き同団体を、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第27号 美浜町多目的室の指定管理者の指定については、美浜町多目的室の指定管理者である一般社団法人煙樹の杜の指定が令和2年3月31日で終了いたします。

引き続き同団体を、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、細部説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 2件一括して質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから議案第26号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） 続いて、議案第27号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから議案第26号について採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第26号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第26号 美浜町産品コーナーの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第27号について採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第27号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第27号 美浜町多目的室の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第13 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件、直ちに質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

人権擁護委員の推薦につき、原案を適任と認める方の挙手を求めます。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と認めることに決定しました。

しばらく休憩します。

午前十時二〇分休憩

—————・—————

午前十時二〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

日程第14 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条13項及び美浜町会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定することにご異議あ

りませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定しました。

しばらく休憩します。

午前十時二十一分休憩

———・———

午前十時二十二分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

お諮りします。

ただいま各委員長から、委員会の閉会中の継続審査及び調査について申出書が提出されました。これを日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを日程に追加し、追加日程第15として議題とすることに決定しました。

追加日程第15 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から、目下、委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出とおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年美浜町議会第1回定例会を閉会します。

午前十時二十三分閉会

お疲れさまでした。